



狛江市監査告示第5号

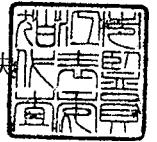
地方自治法第199条第12項の規定による平成22年度工事監査の結果に基づき、措置を講じた事項について狛江市長から通知がありましたので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり告示する。

平成23年6月24日

狛江市監査委員

栗山

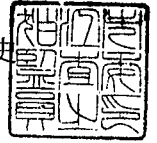
輝夫



同

佐々木

貴史



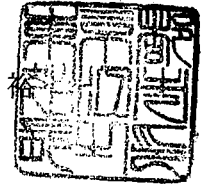


狛建都発第 100170 号  
平成 23 年 6 月 13 日

狛江市監査委員

栗山 輝夫 様  
佐々木 貴史 様

狛江市長  
矢 野



平成 22 年度工事監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 23 年 4 月 8 日付け狛監委発第 100104 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 別紙

### 監査の結果に基づいて講じた措置等

#### 指摘(要望)事項等

##### 1 入札・契約について

工事の入札・契約に関しては、指名競争入札による電子入札を採用しており、入札において予定価格及び最低制限価格が公表されているため、入札参加者が事前に最低価格を把握できるシステムとなっている。この入札方法については、平成 17 年度に導入したもので見直しが必要な時期と思われるため、適切な入札方法について検討をすることが望ましい。

##### 講じた措置(総務課)

平成 17 年度に行われた入札制度改革では、①透明性の確保のための入札・契約に関する情報の積極的な公表、②不正行為が起きない仕組みの確立を狛江市の入札・契約についての基本的な考え方としています。

予定価格等の事前公表については、国や都道府県での積算基準に関する単価表等の公表が進み、東京都では平成 10 年度から工事設計単価表が公表されています。

よって、積算能力の高い入札参加者は、入札時に提供される工事設計書に対し、公表された単価を積算することで予定価格の類推が可能であると同時に、入札参加者は自社の単価を積算することで見積金額を算出することができます。

狛江市では、予定価格を事前公表することで、入札参加業者からの市職員に対する予定価格等を事前に知ろうとする働きかけや、市職員からの予定価格の漏洩等の不正行為の防止が図られると考えています。

なお、不正行為が行われた場合、失われた信頼を回復することは非常に困難であるため、市としては、そういった行為の芽を摘むことが最も重要であると考えています。

また、狛江市の類似団体(国立市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市) 7 団体の中でも 6 団体が事前公表を行っています。(平成 23 年 4 月現在)

これらの状況を検討した結果、現段階では、現在の入札・契約制度が適切であると考えています。今後も他市の状況等も把握しながら、狛江市の状況に適したより良い入札・契約制度にしていきたいと考えています。

##### 2 作業時間帯について

特記仕様書の内容の中で、本工事における作業時間帯についての記述内容が見当たらなかった。今後、見積りの段階及び工事中の段階において、発注者と請負者の間で記載されていない事項をめぐって問題が生じる恐れがある。こうした問題を回避するため、本工事を規定するための特記仕様書を作成することが望ましい。

#### 講じた措置（都市整備課）

今後は、特記仕様書の中で作業時間帯について明記し、発注者と請負者の間で疑義が生じないようにします。

### 3 施行管理について

本工事の施工計画書について、施工内容が分かりやすいように図を用いており、理解しやすい施工計画になっていたが、コンクリートの養生に関する記述が見当たらなかった。施工計画書は、当該工事をどのように進めるか、また、構築する構造物の品質を確保するための指針であるので、今後は品質確保に重要な事項を整理して記載することが望ましい。

現場の施工状況は整然としており、市民の目から見ても工事に対して良い印象を与えていると思われる。現場の実施工程については順調に進行しているが、第三者災害が起きないように十分注意して工事を進めることを要望する。

#### 講じた措置（都市整備課）

今後は、品質確保に重要な事項を整理し施工計画書に記載することとします。

また、当現場につきましては、事故等起きないように十分注意し工事を進めた結果、第三者災害は発生しませんでした。

### 4 品質管理について

アスファルト舗装工は、平成 23 年 2 月末以降に予定されているが、舗設に際しては、冬季の作業なのでアスファルト合材の温度管理が品質に大きく影響する。このため、アスファルト合材の温度管理を十分に行うことが望ましい。

#### 講じた措置（都市整備課）

アスファルト舗装工につきましては、適正な温度管理を行ったうえ、施工しました。

### 5 安全管理について

現場の工事に携わる請負者は、労働災害の事故防止の観点から日常の安全活動

を実施する必要があるが、その日の作業の安全巡視記録や翌日の作業内容の予定により、安全指示を適切に行っている状況が確認できなかった。重要な安全関係の書類に関して、早急に整備することが望ましい。

安全訓練に関しては実施していることを写真で確認できたが、早めに書類を整理することが望ましい。

#### 講じた措置（都市整備課）

日常の安全活動や安全訓練については実施しておりましたが、記録書類が無く安全訓練等について担当課で確認することができなかったため、請負業者に早急に整理することを指示しました。